

平成30年度宮代町における障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

この調達方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第9条の規定に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため、下記のとおり定めるものである。

1. 適用範囲

この調達方針の適用範囲は、町長部局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、公平委員会、固定資産評価審査委員会、農業委員会事務局、教育委員会事務局とする。

2. 調達物品等及び目標

障がい者就労施設等から調達する物品等及びその目標は次のとおりとする。

物品（事務用品、生活用品、食品、その他）	95千円
役務（清掃、印刷、その他）	3,055千円

3. 調達の推進

宮代町契約規則（昭和55年宮代町規則第12号）第18条に定める額を超えない場合については、予算の適切な執行に配慮しつつ、優先的に障がい者就労施設等から物品等を調達するよう努めるものとする。

なお、障がい者就労施設等が供給できる物品等については、施設等からの情報をもとに福祉課から各所属所に対して情報提供を行うものとする。

4. 調達実績の公表

調達実績については、翌年度の5月末までに概要を取りまとめ、町ホームページ等により公表する。（福祉課）

5. 調達方針に関する担当窓口

（1）企画財政課

調達方針に関すること。

（2）福祉課

調達実績の作成・公表、調達推進等に関すること及び障がい者就労施設等との連絡調整及び調達可能な物品等の情報収集等に関すること。